

公 募

次のとおり、令和7・8年度関東森林管理局管内における緊急応急工事に係る要請対象者を公募します。

令和7年2月21日

関東森林管理局 松村 孝典

1 業務名 令和7・8年度関東森林管理局管内における緊急応急工事に係る要請対象者の公募

2 目的

関東森林管理局管内（以下「局管内」という。）において既に発生している自然災害への対応として、そのまま放置すれば確実に人命や人家等の保全対象へ被害が及ぶ若しくは被害が拡大するおそれがある場合に実施する緊急応急工事を発注するにあたり、見積りの徴収、契約締結等の事務手続きを迅速に行うため、予め必要な資格を備えた緊急応急工事に係る要請対象者名簿を作成し有事に備えることを目的とする。

3 要請対象者

緊急応急工事の要請対象者は、局管内における当該年度を含む一般競争参加資格有資格者に登録され、本公募への申込をもって緊急応急工事要請対象者名簿に登録された者とする。

4 緊急応急工事の内容

局管内で想定される緊急応急工事の主な内容は、以下の工事とする。

- ① 大型土のうの設置
- ② 流出・崩壊土砂の撤去
- ③ 流木・倒木除去
- ④ 施設の応急補強
- ⑤ 林道等の仮復旧
- ⑥ 土石流安全対策
- ⑦ その他必要と認める工事
- ⑧ ①から⑦の対策に係る仮設工事

5 公募参加資格

下記の(1)から(8)の要件を全て満たす者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得

ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 関東森林管理局における令和7・8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格「土木一式工事A、B、C、D等級」のいずれかの登録について、資格審査申請中であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した以下に示す同種工事を関東森林管理局管内において施工した実績を有すること。（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）

【同種工事】

- ア 治山事業における溪間工事
- イ 治山事業における山腹工事
- ウ 治山事業における地すべり防止工事
- エ 林道規程に基づく林道の種類が自動車道の工事
- オ 治山事業における保安林管理道等の工事
- カ エ及びオと構造・規格が同程度の作業道の工事
- キ 市町村道の工事

なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が65点以上のものに限る。

- (5) 公募に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

その他、ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (6) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、関東森林管理局管内に所在すること。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 次の届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

6 応募資料の提出

本公募へ応募する者は、緊急応急工事要請対象者公募申込書【様式 1】および上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明する次の資料を提出する。

(1) 一般競争参加資格

関東森林管理局における令和 7・8 年度に係る一般競争（指名競争）参加資格について、資格審査申請中である旨の資料（インターネットにて申請を行った場合は、「令和 7・8 年度受付票」の写し、電子メール等で申請した場合は、これを受付したことを証明する資料、郵送による申請を行った場合は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類作成要領（建設工事）に基づき作成した「様式 1-1」の写し）を添付すること。

(2) 同種工事の施工実績【様式 2】

上記 5 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を【様式 2】に 1 件記載すること。

【様式 2】の確認資料として、(ア) 施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分）、(イ) 同種工事が確認できる書類の写し（仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分）を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その登録内容から(ア)及び(イ)が確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し((ア)及び(イ)が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

なお、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(3) 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在地が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等。)を添付すること。ただし、上記(1)の「資格確認通知書」の写しで確認できる場合は省略可とする。

なお、緊急応急工事要請対象者の名簿に登録を希望する支店又は営業所がある場合には、【様式 2】に必要事項を記載し、併せてその住所を確認できる資料を添付すること。

(4) 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出(届出の義務がない者を除く。)をしていることが確認できる総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 4 に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を添付すること。

(5) 名簿情報入力表【様式3】

様式の「記載例」及び「記載上の注意」を参考にし、Excel ファイルで提出のこと。

7 応募期間・資料の提出期限及び提出先

(1) 応募期間

令和7年2月21日～令和7年3月10日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 応募資料提出期限

令和7年3月10日午後5時（郵送の場合は期限必着）

(3) 資料提出先

関東森林管理局計画保全部治山課に、電子媒体（CD-R）を郵送（書留郵便に限る。）又はメール kanto_chisan@maff. go. jp（メール容量が7MBを超える場合は、分割送信すること。）で提出すること。

なお、提出された資料は返却しない。

(4) 問い合わせ・照会窓口

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

関東森林管理局 計画保全部 治山課

027-210-1191

治山課課長補佐

8 公募結果

応募資料の審査により合否判定を行い、合格者は令和7・8年度緊急応急工事要請対象者名簿へ登録し、関東森林管理局ホームページにて公表する。

ただし、合格者が令和7年4月1日現在において、関東森林管理局における令和7・8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格「土木一式工事A、B、C、D等級」のいずれかの登録が成されていない場合は無効とする。

9 名簿の有効期限

名簿の有効期限は、令和8年度末（令和9年3月末日）までとする。

ただし、事情により名簿から変更・削除を希望する者は、【様式5】により随時提出することができる。

10 緊急応急工事対応者（契約相手方）の選定方法

緊急応急工事の実施にあたっては、次の手順に従って契約相手方を決定する。

(1) 緊急応急工事要請対象者名簿から、次のア又はイの要件により、原則として緊急応急工事予定箇所から距離で最も近い者から順に要請を行った上で、緊急応急工事対応者の候補者（以下「選定候補者」という。）を1者選定する。

ア 本社、支店又は営業所の所在地

イ 署（所）長等が発注する治山及び林道工事のうち、実行中の工事箇所

(2) 選定候補者に対し、災害の状況及び緊急応急工事の内容を明示し、併せて配置技術者に関する要件を示して対応確認依頼を行う。

選定候補者は、対応確認依頼の内容を確認し、緊急応急工事の対応の可否を回答する。

なお、配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）について、該当する森林管理局長等に、次に掲げる基準を満たしていることがわかる資料【様式4】を速やかに提出すること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも配置予定技術者の専任の配置は要しない。

ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者。

(イ) 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。

(ウ) 技術士の資格を有する者（技術士法（昭和32年法律第124号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）

(エ) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門に限る。）を受けた者

(オ) (ア)又は(イ)と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 監理技術者が必要になる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

(ア) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を所持する者。

(イ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を所持する者。

ウ 配置予定技術者の工事経験の概要に係る実績年度は、公募5（4）と同じとする。

エ 継続教育単位の取得状況

配置予定技術者が、森林・自然環境技術教育会(JAFEE)又は建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行するCPD(継続教育)の単位を取得している場合は、過去3年度間に取得した単位が証明できる書類を添付すること。

オ 緊急応急工事に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出日以前において1日以上）があること。

カ 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続

性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用できるものとする。

(3) 選定候補者から対応可能との回答があり、【様式 4】の提出があった場合には、審査を行い国有林野事業工事請負契約約款に基づく随意契約を締結する。

選定候補者から対応不可能と回答があった場合は、次に緊急応急工事予定箇所からの距離が近い者を選定候補者として 1 者選定し、(2)の対応確認依頼を行い、「対応可能」と回答する者が現れ契約を締結するまでこれを繰り返す。

11 総合評価落札方式の評価加点措置

上記「9 名簿の有効期限」に掲げる期間に関東森林管理局管内において緊急応急工事を実施した場合は、総合評価落札方式における「信頼性・社会性」のうち「地域への貢献度等」の加点対象とする。

11 公募に関する質問及び回答

この公募及び提出資料等に関する質問がある場合においては、書面（任意様式）により提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 10 日午後 5 時（郵送による場合は期限必着とする。）

(2) 提出場所

〒 3 7 1 - 8 5 0 8

群馬県前橋市岩神町 4 丁目 16 番 25 号

関東森林管理局 計画保全部 治山課 課長補佐

(3) 提出方法

書面の持参又は郵送による（様式自由）。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、関東森林管理局ホームページにおいて公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/situmon-kaitou.html>

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。